環境回復検討会 第3回 議事要旨

■日時 : 平成23年12月11日 (日) 10:00~12:00

■場所 :環境省第一会議室

■出席委員:鈴木座長、稲垣委員、大迫委員、大塚委員、崎田委員、田中委員、

中杉委員、新美委員、古田委員、細見委員、森委員、森口委員

■環境省出席者:高山大臣政務官、南川事務次官、谷津官房長

水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長、坂川企画課長

自動車環境対策課 弥元課長

土壤環境課 牧谷課長

大気生活環境室 大村室長

※ 会議は非公開で行われ、冒頭の大臣政務官挨拶は公開された。

議題

1. 開会

高山大臣政務官から以下のとおり挨拶があった。

本検討会では除染等に関して鋭意ご検討をいただき感謝申し上げる。福島第一原発の事故が発生してから既に9か月が経過したが、これまで日本では除染や廃棄物をどう扱うか規定した法律はなかったところ、8月に法律が議員立法で成立し、明年1月1日の放射性物質汚染対処特措法施行に向けて、施行規則やガイドライン等を整備してきており、まさにご議論の成果が基本方針であり、施行規則であり、本日の検討会に今後の予定も含め、ご報告させていただく。今後実際の除染が進んで行くこととなるが、皆様方の知見につき、引き続き御協力をよろしくお願いしたい。

- 2. 特措法に基づく基本方針について
- 3. 中間貯蔵施設建設に向けたロードマップについて ア 環境省から、資料1~5について説明があった。
 - イ 委員から、①資料4は閣議決定されたものと理解しているが資料5についてはどのような位置づけの文書であるのか、②中間貯蔵施設は、減容化も行う施設なのか、減容化された廃棄物や土壌を貯蔵する施設なのかとの質問があった。
 - ウ 委員から、①福島県以外の処分が資料5の記載どおりに実際進むのか、もう少し柔軟 な考え方があってもよいのではないか、②減容によって生じるクリアランスについて は、別途、基準についての検討を早い段階で開始する必要があるとの意見があった。
 - エ 委員から、①福島県以外での最終処分は難しいのではないか。見通しを聞かせていただきたい。②処分場について資料に示されたようなスペックが必須なのかどうか技術的な検討が必要、③海底土に対して、しっかりと汚染分布データを取得し、合理的に安全性を示した上で、発電所周辺での処分やその沖合の埋立等の有効利用策を立案す

ることが必要ではないか。国が海洋汚染の拡散防止策等を含めて、国外からも評価される最終処分場のことを提言すべきではないかとの発言があった。

- オ 委員から、福島県以外の廃棄物の処理フローでは、土壌は全て管理型処分場に、廃棄 物は高いものは遮断型処分場で処分と読めるがその認識でよいか。遮断型処分場は最 終処分をイメージしているのかとの意見があった。
- カ 委員から、①「線量が特に高い」、「比較的高い」という記述については基準を明確に すべき、②詳細な条件を示しすぎてしまうと立地がより困難となり、中間貯蔵施設を 整備することが難しくなるのではないか。焼却灰から溶出したセシウムはゼオライト で吸着させるといった技術的対応ができるのだから、中間貯蔵施設については、管理 型・遮断型と分けるのではなく、提供していただける場所があれば、場所に応じた設 計を行い、安全を担保し、施設を整備する方針としないと、立地の問題は進まないの ではないかとの意見があった。
- キ 委員から、①出来上がった施設について理解を求めるという姿勢では地域の方々の理解は得られないのではないか。計画段階から関係主体と議論するということをもう少し強調した書きぶりにしたほうが良い、②環境影響評価はしっかりとやっていただきたいとの発言があった。
- ク 委員から、高濃度の土壌等については、既存の市町村の管理型処分場を利用して、国 が責任をもって処分すると記載されているが、国と市町村との役割分担について想定 があるのかとの質問があった。
- ケ 委員から、①収集に関する議論が必要、②遮断型処分場に収容した土壌等については 30 年後に移動するよりも、そこでしっかりと保管をするほうが良いのではないか、③ 遮断型処分場については、用地をなかなか確保できないと考えられるので資料の書き ぶりを工夫すべきとの意見があった。
- コ 委員から、子供以外にも、被ばく線量が高い人々に配慮する必要があるとの意見があった。
- サ 環境省から、本日先生方からいただいた数多くのご意見に対して、事務局としても現時点では答えを持ち合わせていないものが多いと思う。資料4の基本方針はご承知のとおり閣議決定したものである。資料5の基本的考え方は環境省の考え方であり、ともかく「早く除染せよ」という声にできるだけ速やかに応えるものとして作成した。現状では色々な地元の声があり、地域とのコミュニケーションの必要性、重要性は当然のことと理解している。今回の事態へは、Learning and doing という方針で臨みたいとの発言があった。
- シ 環境省から、資料5はこれで確定したというものではなく、本日いただいたご意見を 踏まえ、さらに検討を重ねていくとの発言があった。

- ス 環境省から、ご質問のあった「50%、60%減少」、あるいは「特に高い、比較的高い」 の目安についても、今後鋭意詰めていくとの発言があった。
- セ 環境省から、指定廃棄物の件は各都道府県での処分が原則である。新しい施設を作るのは時間がかかることから、既存施設を活用しようというものである。福島県以外では少ないと見ているが、既存施設を利用する場合には国が委託し、責任を持って管理することを考えているとの発言があった。
- ソ 委員から、①除染方針については今後も恒常的に考えていく場を設けることが重要、 ②今回の文書が将来の対応の縛りとならないよう配慮すべき、③仮置き場や中間貯蔵 施設の立地の問題とともに、エにて指摘のあった海域に対する方針については諸外国 の関心が高く今後重要な検討課題である、④海を使っての中間貯蔵といった方策や、 いろいろな減容方法を考えて、最適な方法を見出してほしい、⑤環境省の文化である、 住民参加の方針も大切にしてほしいとの発言があった。
- 4. 特措法施行規則(案)について
- 5. 除染に関するガイドライン (案) について
 - タ 環境省から、資料 6、9 について説明があった。森委員から資料 7 について説明があった。
 - チ 委員から、ガイドラインの周知とともに、現地で経験を積んだ専門家がサポートし、 丁寧に除染作業を行う仕組みづくりが重要との意見があった。
 - ツ 委員から、①地域との信頼関係の醸成のためにコミュニケーションの場をつくることが必要、②除染から保管において、放射線の影響をどのように遮断・軽減するのかわかりやすく伝えることが重要、③記録・保管した除染関連情報の発信・提供のあり方について記載するほうが良いとの意見があった。
 - テ 委員から、離隔距離を確保することによる安全性の確保について理解の促進をはかる ことが、安心につながるとの意見があった。
 - ト 委員から、マイクロホットスポットになりやすい場所について、注意を喚起する記述 を加えたほうが良いとの意見があった。
 - ナ 委員から、ガイドラインに記載されている天地返しについて、現場において不適切な 方法と捉えられていない、問題の無いものとの認識で良いかとの質問があった。
 - ニ 委員から、現場保管の長期化が予想されるのであれば、現場保管から中間貯蔵へという経路もありえることを考慮にいれたガイドラインとしたほうが良いのではないかとの意見があった。

- ヌ 環境省から、本日いただいたご意見については、いずれも今後の検討課題とさせてい ただくとの発言があった。
- ネ 委員から、①各意見はガイドライン改訂時に考慮していただきたい、②ガイドライン の利用者の意見を吸い上げる仕組みをつくればガイドラインはより良いものとなる、 ③索引は改訂版にはあっても良いのではないかとの意見があった。
- 6. 福島での直轄事業の取組について
- 7. その他
 - ノ 環境省から、資料8、10について説明があった。
 - ハ 委員から、①既存の焼却処理施設においてすぐに実施できる体制ではないし、仮置き場の容量に限界が来ているなか、二次仮置き場等の検討も必要になるかもしれない。市町村に対して、技術的な指針、方向性の提示以外の支援にも尽力いただきたい、②国民からの信頼の回復が重要ではないか。廃棄物の処理等の扱いについて密室で決められていることへの反発があることは中環審の関連部会で再三指摘してきたとおりである。本検討会及び一連の検討が非公開であること自体が国民の信頼を損ねているのではないかと感じている。この検討会の公開を含めて、検討の過程についての公開性を高めていただきたいとの発言があった。
 - ヒ 委員から、サイトの冷温停止に伴い、住民からの除染の要請は高まる。三月末よりもっとはやく除染を開始してほしいといった要望もなされると思われる。本格除染事業の開始時期がどうして三月末なのかという説明が必要との意見があった。
 - フ 委員から、除染実証モデル事業への住民の期待は非常に大きく、凝視しているといっ た状態である。 うまく進めていただきたいと発言があった。
 - へ 委員から、現地では、除染のために個人の庭の芝生をはいだ場合、芝生の原状回復までは行なわれないために除染を拒否する事例が生じているとの発言があった。
 - ホ 委員から、原状回復に関する要望への対応は損害賠償の問題も絡んでおり、別途検討 が必要であるとの意見があった。
 - マ 委員から、田畑、屋敷林等にも及ぶ話であり、個別事例について個人の損賠賠償で対応ということになれば除染は進まないのではないかとの意見があった。
 - ミ 委員から、原状回復自体は損害賠償の対象ではない可能性がある。ただし除染により 新たな損害が発生している事例もあるので、現行制度とは別の検討が必要であろう。 できるだけのことをしてあげてほしいと考えているとの発言があった。

- ム 委員から、モデル事業において、地域の自然環境等の場所・状況に応じた技術を伝えていくことが重要ではないかとの発言があった。
- メ 環境省から、地元とのリスクコミュニケーションが大事と考えており、環境省として も、年明けに福島市駅前に約 60 人体制で「福島環境再生事務所」を立ち上げ、4 月か らは 200 人を越える職員を置いて、浜通り、中通りに分けて支所を設置する予定であ る。この他、様々な課題に対して走りながら新しいものを取り入れていくとの発言あ った。
- モ 環境省から、廃棄物焼却施設での汚染焼却灰の保管については、各地で限度を越える 状況になりつつあるため、別の場所で保管せざるを得ないこともありうる。保管のた めの施設設置が必要な場合に備え補正予算の手当てをつけており、国の助成が可能と の発言があった。
- ヤ 環境省から、原状回復あるいは補償については、ある除染作業を行わなければ除染効果が上がらないという必要性・合理性が認められる場合には、財政措置を行うことを昨日発表したとの発言があった。
- ユ 委員から、前例のないことをやろうとしているのであり、こうあるべきという議論で 進めていかなければならない。環境省が中心となって、オールジャパンでしっかりと 進めていただきたいとの発言があった。

8. 閉会

南川事務次官から、以下のとおり挨拶があった。

休日にもかかわらず多数お集まりいただき、積極的なご議論をいただいたことに感謝申し上げる。本日頂戴したご意見を踏まえて、さらに内容を練り上げていきたい。また、先ほど申し上げたとおり、Learning and doing が必要であり、できる範囲で一歩ずつ対応していく。今後も、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げる。